

J R ローカル線 維持・利用促進協議会 設置要綱

（設置）

第1条 兵庫県内における J R 山陰線（城崎温泉～浜坂、浜坂～鳥取）、同加古川線（西脇市～谷川）、同姫新線（播磨新宮～上月、上月～津山）、同播但線（和田山～寺前）及び同赤穂線（播州赤穂～長船）の 5 路線 7 区間（以下「J R ローカル線」という。）を維持・活性化するため、利用促進施策について、関係市町、事業者、有識者等の意見を広く聴取する「J R ローカル線 維持・利用促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) J R ローカル線の維持・活性化に係る利用促進策の取組状況の把握と改善の検討、優良事例の横展開、他県を含む広域連携の調整
- (2) 前号に掲げるもののほか、J R ローカル線の維持・活性化に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（事務局）

第4条 協議会の事務局は、兵庫県企画部総合政策課及び土木部交通政策課に置く。

（協議会）

第5条 協議会は事務局が招集する。

- 2 委員は都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局は、利用促進策の検討等にあたり必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（ワーキングチーム）

第6条 協議会に、第1条に定める路線ごとにワーキングチーム（以下「WT」という。）を置く。

- 2 WT の運営については、別に定める。

（謝金）

第 7 条 第 3 条第 1 項に定める委員のうち有識者委員及び第 5 条第 3 項に定める者（ただし、有識者に限る。）が、協議会及び協議会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

（旅費）

第 8 条 第 3 条第 1 項に定める委員のうち有識者委員及び第 5 条第 3 項に定める者（ただし、有識者に限る。）が、協議会及び協議会に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により旅費を支給する。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

区 分		氏 名	所 属 ・ 役 職
WT 代表 (沿線市町)		門間 雄司	豊岡市長（山陰線 WT 代表）
		片山 象三	西脇市長（加古川線 WT 代表）
		山本 実	たつの市長（姫新線 WT 代表）
		藤岡 勇	朝来市長（播但線 WT 代表）
		牟礼 正稔	赤穂市長（赤穂線代表）
J R 西日本		平田 恭子	近畿統括本部兵庫支社長
交通事業者		長尾 真	(公社)兵庫県バス協会会長
観光事業者		草刈 徹	(一社) 日本旅行業協会関西支部 兵庫県支部長
有 識 者	交 通	北川 博巳	近畿大学准教授
	まちづくり	畑本 康介	(株) 緑葉社代表取締役
	観 光	古田 菜穂子	兵庫県立大学大学院特任教授
ひょうご観光本部		奥野所 正樹	専務理事

兵 庫 県	守本 真一	副知事
	川井 史彦	企画部長
	宇野 文章	土木部長
	井筒 信太郎	企画部次長
	中村 浩明	土木部次長
	山北 貴子	産業労働部観光局長
	澤田 純一	まちづくり部次長

(オブザーバー)

近畿運輸局	平山 耕吏	交通政策部長
	川又 淑史	鉄道部長
兵 庫 県	上田 英則	但馬県民局長
	梅田 孝雄	北播磨県民局長
	中野 恭典	西播磨県民局長
	井野 健三郎	中播磨県民センター長
	福井 昌樹	丹波県民局長

第 7 条にて定める委員の謝金

「ＪＲローカル線維持・利用促進協議会」は、ＪＲローカル線の維持・活性化に係る利用促進策の検討等にあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
有識者委員 (第 5 条第 3 項に定める者を含む)	日額 13,000 円